

箕面市補填救済金給付制度について

箕面市では、センターの給付対象額に満たない少額医療費の給付を行っています。

区分	給付内容	提出書類
初診から全治までに要した 医療費が5,000円未満の場合	健康保険法に基づく 診療報酬額の4割	・医療等の状況 ・振込依頼書 ・領収書のコピー

*各種必要書類につきましては、在籍している学校からお受け取りください。